

3. 景観形成に関する基本方針

石岡市は、実に多くの景観資源に恵まれ、市内各所に自然、歴史などの特徴的な景観を見ることができます。石岡市の景観の現状を整理し、アンケートの結果等を見ると、市民は、これらを地域の身近なところで、大切なものとして感じ取っています。

石岡市の景観形成においては、子どもたちに豊かな“原風景”を与え、地域の営みが時を重ねて磨きあげてきた大切な景観を、よりかけがえのないものとして感じられるように「地域からの景観づくり」を進めます。そして、市内各地の景観資源をつないでいくために「骨格からの景観づくり」を図ります。石岡市の景観の骨格とは、市民の多くが、市内各所の景観で大切に感じている山並み、筑波山であり、

これらを見る眺望点として大切に感じている場所をつなぐ恋瀬川をはじめとする水系の軸です。

こうした景観づくりには、日常的な維持・管理が重要であり、そのためには地域において市民、事業者が主体となり、行政がそれを支援するかたちで取り組んでいくことが不可欠です。市民、事業者、行政の協働が、景観形成の基本であり、みんなで取り組むことが、ひいては地域の活性化にもつながります。

このように石岡市の景観形成においては、1) 骨格からの景観づくり、2) 地域からの景観づくり、3) 協働による景観づくりに取り組んでいくこととします。

景観形成地域区分と骨格



各ゾーンの景観の特徴と形成方針

<p>1.石岡中心市街地</p> <p>まちの顔となる商業・業務機能が集積する市街地で、古代から積み重なる歴史を随所に感じられる町並みが特徴です。昭和レトロの観光振興をはじめとする活性化策とともに、賑わいの町並み景観を目指します。</p> 	<p>2.石岡東市街地</p> <p>計画的に形成された住宅と商業地からなる市街地です。沿道大型商業施設が目立ちますが、公園や街路樹と周辺に残る山林等の豊かな緑が特徴です。これを生かして落ち着いた市街地景観を目指します。</p> 
<p>3.柏原</p> <p>大区画の工業地や公園、広幅員の街路などから緑の山並みを背にした景観が特徴です。広大な自然に配慮した市街地景観を目指します。</p> 	<p>4.柿岡</p> <p>地域の住民の暮らしを支える商店街や公共施設が旧街道沿いに集積して形成された市街地です。周辺の豊かな自然との調和、歴史との調和を感じさせる町並み景観を目指します。</p> 
<p>5.恋瀬川下流・霞ヶ浦</p> <p>恋瀬川河口、霞ヶ浦に近く、各所の水辺や橋上から水と緑を望める田園地帯です。筑波山を遠望する広い農地や、かつて水運で栄えた町並みを感じさせる雰囲気があります。豊かな水と緑を生かした田園景観を目指します。</p> 	<p>6.竜神山周辺</p> <p>竜神山周辺に形成された緑豊かな集落地域で、恋瀬川に面した開放感と山の奥行きを兼ね備えた雰囲気が特徴です。山懐の拠点施設に観光客を迎え入れつつ、落ち着いた田園景観を目指します。</p> 
<p>7.園部川下流</p> <p>園部川に沿った緑豊かな集落地域で、国道6号や市街地の近くにありつつ、のどかさを感じる景観が特徴です。市街地のけんそうを脇に、里山の暮らし良さを感じる景観を目指します。</p> 	<p>8.園部川上流</p> <p>周囲を濃い緑に囲まれた集落地域で、緩やかな起伏のある地形を生かした農地や集落の景観が特徴です。坂や丘の眺望を大切に生かした田園景観を目指します。</p> 
<p>9.恋瀬川上流</p> <p>恋瀬側上流域の集落地域で、緑濃い山並みに囲まれつつ、傾斜地や川沿いの開放感も兼ね備えた景観が特徴です。棚田や山道、各所の眺望などを生かしながら、住みよい山里の田園景観を目指します。</p> 	<p>10.恋瀬川中流</p> <p>恋瀬川中流域に広がる集落地域で、水田地帯からは富士山、筑波山を眺望します。看板一つない緑の開放感を大切にした田園景観を目指します。</p> 
<p>11.筑波山麓</p> <p>筑波山系西側の街道筋や山際に形成された集落地域で、茅葺き民家もある家並みが見られつつ、拠点施設に人を迎え入れる雰囲気もある景観が特徴です。交流のあたたかみや季節の潤いを感じる田園景観を目指します。</p> 	<p>12.小桜川上流</p> <p>朝日峠北側の山並みに囲まれた集落地域で、茅葺き民家や里山があり、落ち着いた雰囲気が特徴の景観です。あふれるような自然を生かして豊かに暮らす山里の田園景観を目指します。</p> 

4. 方針の具体化に向けて

景観法は、わが国初の景観に関する総合的法律で、地域の景観の特徴に合わせた緩やかな規制・誘導が行うことができるようになります。石岡市は、景観法を導入し、本市の特徴をさらに生かした景観行政を目指していくこととします。

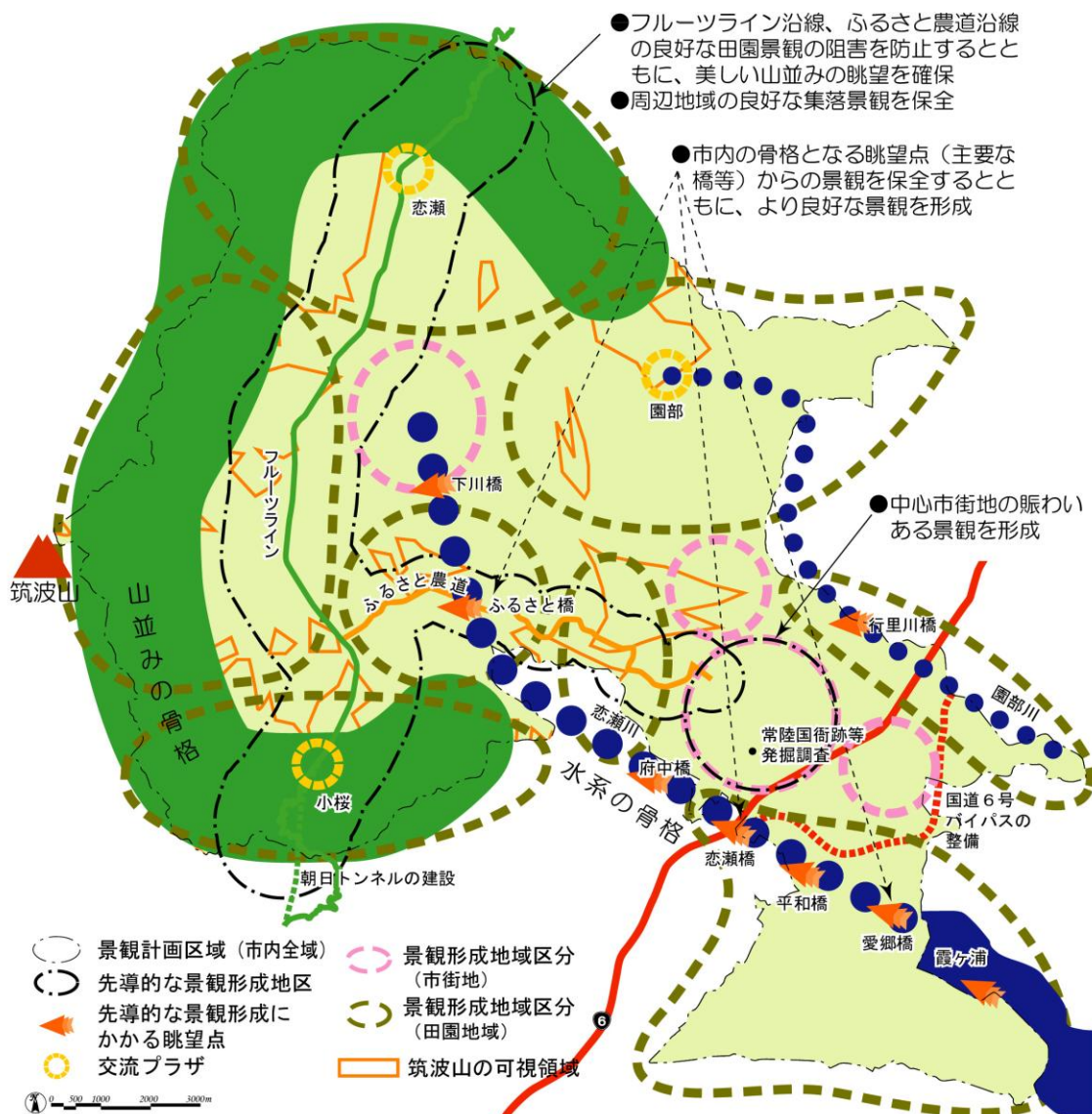
石岡市では、景観工学に基づいてより適切な誘導・規制がなされるよう、市内全域では比較的緩やかにしつつ、一方で、良好な景観形成を図る地域では、その地域特性に見合った適切な範囲の届出対象行為と景観形成基準を定めます。

このほか、関連事業として、国道6号バイパスの整備、朝日トンネルの建設、歴史遺産の活用、交流プラザの整備などを踏まえながら、良好な景観を形成を目指していくこととします。

石岡市の景観形成を進めるには、景観まちづくりとは何か？という基本的な事項から、今後、市民や事業者の理解・協力を広げていくことが必要です。そのため、まずは良好な景観形成を具体化するのに効果的と判断される地区から先導的な取り組みを進めていくこととします。本計画では、この地区として、1) 景観の骨格にかかわる地区の景観形成、2) 市民の関心の高い地区の景観形成、3) その他緊急性が高いと考えられる地区の景観形成、を対象に定めます。この他の地区についても、順次、地域における話し合い等を進めながら、取り組み対象として検討を進めることとします。

以上、景観形成手法を整理すると下図のような計画案となります。

景観形成基本計画図（案）



市域全域で想定される届出対象行為（先導的な景観形成地区では別基準）

行為	届出対象
建築物の建築等	高さ 10m 超又は延床面積 1,000 m ² 超
工作物の建設等	高さ 10m 超（よう壁は 2m 超）
開発行為	面積 10,000 m ² 以上

石岡市において想定される景観形成基準

届出対象行為	区分	基準
建築物の建築等	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観を阻害することがないように配慮する。 ・道路の歩行者に圧迫感を与えない位置へ後退する。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観を阻害することがないように配慮する。 ・外壁や屋上に設ける建築設備が露出しないよう遮へいする。 ・建築物の高さを抑える。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・自然や街なみの特徴に合う色相・明度・彩度とする。
	材料	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観を阻害することがないように配慮する。 ・経年変化に対する維持管理に優れたものを活用する。
	外構・植栽等	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道に対し開放感を持たせる。 ・駐車場、ゴミ集積所、自動販売機、照明設備等の設置にあたって、周辺の景観との調和に配慮する。
工作物の建設等	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観を阻害することがないように配慮する。 ・道路の歩行者に圧迫感を与えない位置へ後退する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・自然や街なみの特徴に合う色相・明度・彩度とする。
開発行為	—	<ul style="list-style-type: none"> ・現況の地形を活かし、よう壁前面やのり面の緑化等を修景する。 ・周辺景観と調和に配慮する。

石岡市の景観に関連する事業

名称	概要	担当部署・法制度
国道6号バイパスの整備	筑波山の眺望が良好であると考えられ、その確保・活用が求められる。	関東地方整備局
朝日トンネルの建設	交通量の増大に伴い、良好な田園景観の変ぼうが予想されるため、その保全が求められる。	石岡市、土浦市
歴史的遺産の活用	常陸国衙跡や府中城跡の全容を明らかにするとともに市内に残る歴史的遺産を地域資源としての活用が期待される。	石岡市教育委員会
交流プラザの整備（都市計画マスタープラン）	八郷地区への入り口に設ける「交流プラザ」（来街者と地元との交流の場）からの特徴ある景観の確保が求められる。	石岡市

先導的な景観形成地区（案）

視点	方針	方策
市内の景観資源をつなぐ骨格にかかわる地区	市内の骨格となる眺望点（恋瀬川をはじめ市内の水系における主要な橋）からの景観を保全するとともに、より良好な景観を形成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・建築・開発行為等における形態・色彩の規制等の検討 ・屋外広告物の規制等の検討 ・交通安全施設の修景整備 ・協働による清掃等の推進
市民の関心が高い地区	中心市街地の賑わいある景観を形成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建造物の保全 ・電線類の整理 ・開発、建築行為等における位置・形状・色彩等の規制・誘導 ・賑わいづくり（中心市街地活性化方策）の推進
良好な景観を保全する緊急性が高い地区	フルーツライン沿線、ふるさと農道沿線の良好な田園景観の阻害を防止するとともに、美しい山並みの眺望の確保を図る。また、その周辺地域の良好な集落景観の保全を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・建築、開発行為等における位置・形態・色彩等の規制・誘導 ・屋外広告物の規制・誘導 ・交通安全施設の修景整備 ・電線類の整理 ・茅葺き民家の保全 ・休耕田の活用・山林の活用等

5. 実現に向けて

まちをつくるのは、石岡市でともに暮らす市民、事業者です。だれかにつくってもらうものではありません。協働とは、様々な立場で暮らす市民、事業者、そして行政が互いにそれぞれの役割を理解し合い、補い合って、自分たちでよりよいまちの実現を目指すことです。

石岡市の各地では、市民や事業者による景観まちづくり活動が、各種行われています。多くの市民が

ら賑わいづくりが期待される中心市街地では、市民や事業者を主体とした取り組みも積極的に行われています。

景観づくりは、だれにでもわかりやすく、気軽に取り組むやすいテーマであり、また、力を合わせることが大切なテーマです。石岡市の良好な景観は、市民、事業者、行政の協働のまちづくりによって実現していきます。

	例1. 賑わいのある景観まちづくり	例2. 四季を彩る景観まちづくり	例3. 筑波を眺める景観まちづくり
現況	 <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な建造物が分布する ・電線が阻害している ・賑わいが足りない 	 <ul style="list-style-type: none"> ・山の中の道路で緑豊かな景観がある ・屋外広告物が乱立している ・緑にそぐわない道路交通安全施設 	 <ul style="list-style-type: none"> ・美しい筑波山の眺望が得られる ・広い農地、山の緑が豊か
地域などの協働がないと	 <ul style="list-style-type: none"> ・電線類を地下埋設する。すっきりするが、歴史的建造物を生かすなど街なみの魅力創出までに至らない 	 <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物を撤去する。すっきりするが周辺の山林の管理などに市民の手が加わっていないと、寂しい感じもある 	 <ul style="list-style-type: none"> ・何もせずにいると、屋外広告物が乱立し、筑波山の眺望が隠れる。沿道農地に耕作放棄地が増える



ふるさと橋から望む筑波山 画. 塚原明義氏